



特許法は経済産業省が管轄する法律であることから、先ず「産業上利用できること」すなわち、有用性を有することを必要とします。有用性とは工業、鉱業、農業などの産業界において役に立つことをいいます。

化学物質、医薬品そのもの、その製造装置や診断装置、製造方法など、また食品の分析機械や美味しい食品の加工方法などは何れも産業の発展に寄与するもので有用性があります。

しかし、本法人の発明と密接に関連する人体を必須の構成要件とする診断方法や手術の方法はわが国では産業上利用できない発明とされ、特許を受けることができません。

特許庁が指定する「産業上利用することができる発明」に該当しないもの

1. 人間を手術する方法

- (a) 人体に対して外科的処置を施す方法
- (b) 人体内（口内、外鼻孔内、外耳道内は除く。）で装置（カテーテル、内視鏡等）を使用する方法（装置を挿入する、移動させる、維持する、操作する、取り出す方法等が含まれる。）
- (c) 手術のための予備的処置方法（手術のための麻酔方法、注射部位の消毒方法等が含まれる。）

2. 人間を治療する方法

- (a) 病気の軽減及び抑制のために、患者に投薬、物理療法等の手段を施す方法
- (b) 人工臓器、義手等の代替器官を取り付ける方法
- (c) 病気の予防方法（例：虫歯の予防方法、風邪の予防方法）
- (d) 治療のための予備的処置方法（例：電気治療のための電極の配置方法）、治療の効果を上げるための補助的処置方法（例：機能回復訓練方法）、又は看護のための処置方法（例：床ずれ防止方法）

3. 人間を診断する方法

人間を診断する方法は、医療目的で人間の病状や健康状態等の身体状態若しくは精神状態について、又は、それらにもとづく処方や治療・手術計画について、判断する工程を含む方法をいう。

特許・実用新案 審査基準より

